

シルバー人材センターのふれあい広報紙

令和8年4月号  
VOL157  
2026

# よろこび



豊田町 長正司公園の大藤棚

## 公益社団法人 下関市シルバー人材センター



〒750-0066 下関市東大和町2-4-3 TEL.083-267-5900 FAX.083-267-3220

### 豊北事務所

〒759-5511  
下関市豊北町大字滝部3144-3  
TEL.083-782-0834  
FAX.083-782-0835

### 豊浦事務所

〒759-6312  
下関市豊浦町大字黒井2275-7  
TEL.083-775-4680  
FAX.083-775-4681

### 豊田事務所

〒750-0441  
下関市豊田町大字中村43-1  
TEL.083-766-1314  
FAX.083-242-1316

### 菊川事務所

〒750-0313  
下関市菊川町大字田部747-7  
TEL.083-287-0940  
FAX.083-287-0942

# 令和八年度 定時総会開催 のお知らせ

日時 令和八年五月二十九日(金)  
十三時から

場所 シーモールパレス

ダイヤモンドの間

今年度で四十五回目となります「公益社団法人下関市シルバー人材センター定時総会」を五月二十九日(金)十三時からシーモールパレス(ダイヤモンドの間)にて開催します。

この総会は、令和八年度事業計画、収支予算の報告、令和七年度事業報告、収支決算の承認などを行う会議です。

五月中旬頃にご案内いたします総会案内には、議案書・出欠票・返信用封筒を同封しております。つきましては、出欠票に出欠を記入いただき、必ず委任状欄に住所・氏名を自署のうえ期限までに返信用封筒にて投函をお願いいたします。

\*総会参加者に対し粗品の配付はありません。

なお、総会当日の本部事務所は、職員数名での事務対応となります。

何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

## 理事会報告

令和七年度第二・三・四回理事会を開催し、報告事項・議案審議を行いました。

### 第二回理事会

開催日 九月二十二日(月)

#### 報告事項

・理事長及び副理事長並びに常務理事の職務執行状況の報告

・事業実績の報告

・予算執行状況の報告

・各委員会からの報告

#### 議案審議

第一号議案

令和六年度(ハ)第二一九号損害賠償請求事件の件

第二号議案

会計関係書類等の処分の件

第三号議案

理事及び監事候補者選考委員の選任の件

第四号議案

新入会員承認の件

前回理事会後五十三名の入会が承認されました。

### 第三回理事会

開催日 一月二十六日(月)

#### 報告事項

・事業実績の報告

・予算執行状況の報告

・各委員会からの報告

#### 議案審議

第一号議案

令和七年度収支補正予算(第一回)

承認の件

第二号議案

配分金見積基準単価の改正(案)承認の件

第三号議案

公益社団法人下関市シルバー人材センター会費規程の一部を改正する件

第四号議案

公益社団法人下関市シルバー人材センター利用規約を制定する件

第五号議案

公益社団法人下関市シルバー人材センター会員業務就業規約を制定する件

第六号議案

公益社団法人下関市シルバー人材センター配分金規約の一部を改正する件

第七号議案

公益社団法人下関市シルバー人材センター事務局規程の一部を改正する件

第八号議案

事務局組織規程の一部を改正する件

第九号議案

公益社団法人下関市シルバー人材センター職員給与規程の一部を改正する件

第十号議案

令和八年度定時総会開催の決議の件

第十一号議案

新入会員承認の件

前回理事会後八十八名の入会が承認されました。

## 第四回理事会

開催日 三月二十五日(水)

#### 報告事項

・理事長及び副理事長並びに常務理事の職務執行状況の報告

・事業実績の報告

・予算執行状況の報告

・各委員会からの報告

#### 議案審議

第一号議案

令和七年度収支補正予算(第二回)承認の件

第二号議案

令和八年度事業計画(案)承認の件

第三号議案

令和八年度収支予算等(案)承認の件

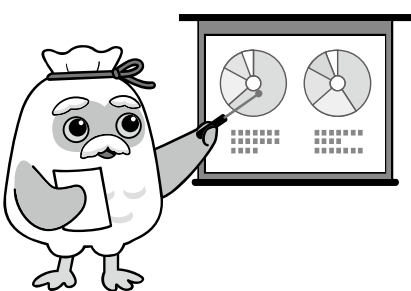
第四号議案

役員賠償責任保険の加入承認の件

第五号議案

新入会員承認の件

前回理事会後二十四名の入会が承認されました。



## 「フリーランス法」の制定を踏まえて 就業機会の提供に関する契約関係を見直します

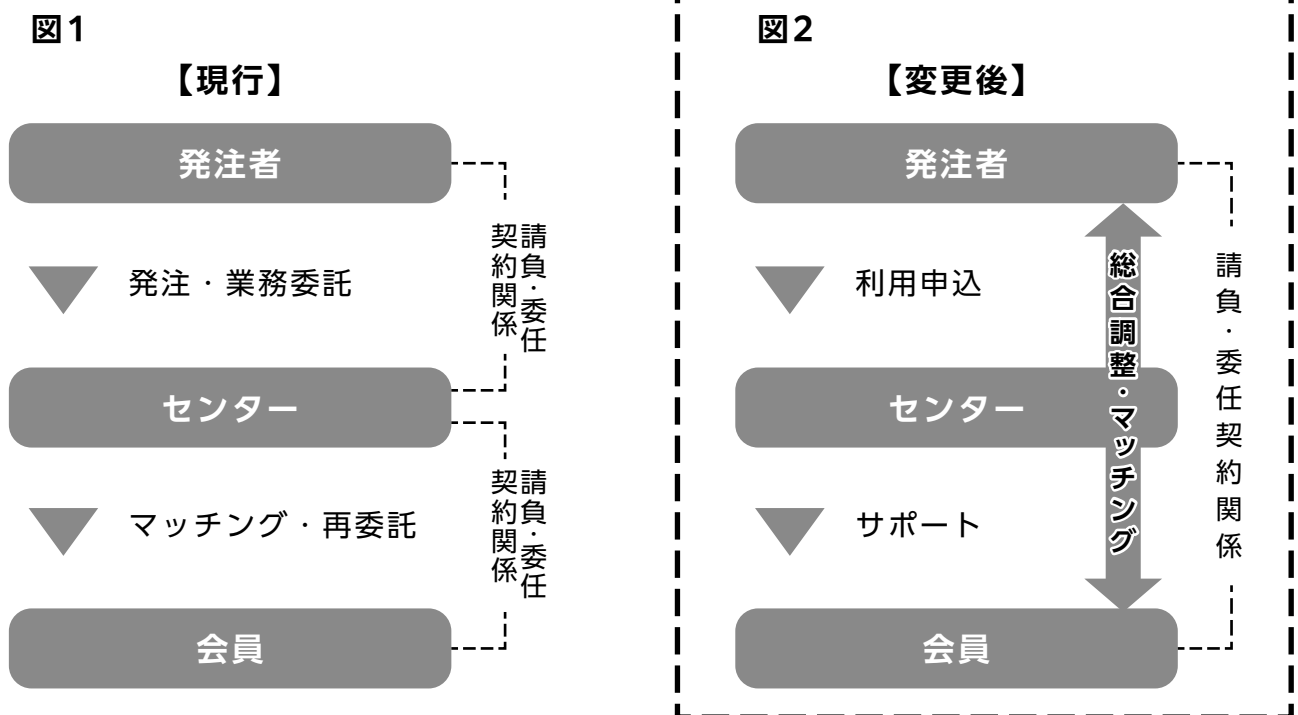
令和5年5月12日に、いわゆる「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が公布されました。この法律の趣旨※を踏まえ、また、フリーランス法の施行（令和6年11月1日）に伴い、シルバー人材センターの会員が請負・委任の形態で就業する契約について、契約方法の見直しを行いました。

シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法は、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造になっていません。

このため、会員の皆さまがフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。また、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されており、下関市シルバー人材センターでは、令和8年4月1日から契約方法の見直しを行います。

なお、契約の変更に伴い、発注者や会員の皆さまが行わなければならない責務につきましては、会員の皆さまに代わりシルバー人材センターが代行しますので、今までの利用方法と特に変わることはありません。皆さまのご理解をお願いいたします。

### ■見直しのイメージ



### ※フリーランス法とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

## 公益社団法人下関市シルバー人材センター利用規約

### 第1条(利用契約)

発注者（下関市シルバー人材センター(以下「センター」という。)を通じてセンターの会員(以下「会員」という。)に業務を委託する者をいう。以下同じ。)は、センターを通じて会員に業務委託をしようとするときは、センターとの間で「シルバー人材センター利用契約」(以下「利用契約」という。)を締結するものとする。

### 第2条(就業条件)

1. 発注者がセンターを通じて会員に委託する業務(以下「会員業務」という。)に係る就業条件は、会員業務就業規約(以下「就業規約」という。)に定めるところによる。
2. 発注者は、会員に対して、会員業務の対価として、就業規約に定めるところにより、会員業務委託料を支払うものとする。

### 第3条(マッチング)

1. センターと発注者との間で利用契約が締結されたときは、センターは、会員のうちから、会員業務の内容、会員業務の実施に必要な技能等を考慮して、会員業務を実施する会員(以下「業務実施会員」という。)を選定するものとする。
2. 発注者は、前項の規定により選定された業務実施会員に対して、センターを通じて会員業務を委託するものとする。

### 第4条(発注者及びセンターの責務)

1. センターは、業務実施会員が会員業務を円滑かつ適切に実施できるよう、発注者及び業務実施会員との連絡調整を行うものとする。この場合において、業務実施会員に対する連絡調整は、指揮命令に当たらない範囲で行わなければならない。
2. センターは、本規約に定めるセンターの業務(以下「センター業務」という。)の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもってセンター業務を実施するものとする。
3. 発注者は、本規約に定める義務のほか、業務実施会員が会員業務を行うに当たり、業務実施会員の安全の確保その他の就業環境の整備に取り組む責務を有し、センターは、業務実施会員に対する安全教育、業務実施会員に事故が発生した場合の対応及び業務実施会員が発注者又は第三者に対して負う損害賠償責任を担保する保険の提供を行う責務を有するものとする。

### 第5条(業務の対価)

1. 発注者はセンターに対して、センター業務委託料(センター業務の対価として、発注者とセンターが合意して定める金金をいう。以下同じ。)を支払うものとする。
2. センター業務委託料を定めた後に最低賃金の改定その他事情の変更があった場合は、発注者及びセンターは、双方協議の上、センター業務委託料の額を変更するものとする。

### 第6条(請求及び支払の方法)

1. 発注者は、センターによる請求書の発行日から30日以内に、センター業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法により、又は現金で支払うものとする。
2. 前項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

### 第7条(権利・義務の移転の禁止)

1. 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならない。
2. 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

### 第8条(守秘義務・個人情報管理)

1. 発注者及びセンターは、相手方の秘密を第三者に漏えいしてはならない。
2. 発注者及びセンターは、相手方又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
3. 前2項の規定は、センター業務の終了後においても、なお効力を有するものとする。

### 第9条(損害賠償)

発注者及びセンターは、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

### 附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

## 公益社団法人下関市シルバー人材センター会員業務就業規約

### 第1条(会員の就業条件)

公益社団法人下関市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の会員(以下「会員」という。)が発注者(センターを通じて会員に業務を委託する者をいう。以下同じ。)の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるもののほか、本規約に定めるところによるものとする。

### 第2条(業務の具体的内容及び会員業務委託料)

発注者が会員に委託する業務(以下「会員業務」という。)の具体的内容及び会員業務委託料(会員業務の対価として発注者が会員に支払う金員をいう。以下同じ。)の額は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるものとする。

### 第3条(就業条件に係る会員の同意等)

1. センターは、業務実施会員(発注者からセンターを通じて委託を受けて会員業務を実施する会員をいう。以下同じ。)が会員業務に着手する前に、会員業務に係る就業条件については、本規約に定める内容及び前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意した内容とするにつき、業務実施会員の同意を得るものとする。
2. 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容及び本規約に定める内容を契約の内容とする会員業務に係る請負契約又は準委任契約が成立したもとして取り扱う。
3. 発注者とセンターは、第1項の規定による業務実施会員の同意があった後においても、合意により前条の合意の内容を変更することができるものとする。
4. 前項の規定により前条の合意の内容が変更された場合は、センターは業務実施会員に対して当該変更の内容を通知し、新たに業務実施会員の同意を得るものとする。
5. 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、第2項の請負契約又は準委任契約の内容が、前項の規定により業務実施会員に通知した内容にしたがって変更されたもとして取り扱う。

### 第4条(会員業務委託料の支払)

1. 発注者は業務実施会員に対して、会員業務委託料として第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める額を支払うものとする。
2. 業務実施会員は、会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託するものとする。この場合において、センターが会員の委託を受けて会員業務委託料を受領した日を、発注者から業務実施会員に支払われた「報酬の支払日」とみなす。
3. 発注者は、センターによる請求書の発行日から30日以内に、会員業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法により、又は現金で支払うものとする。
4. 前項の会員業務委託料の支払期日は、発注者が業務実施会員から成果物の引渡しを受け、又は役務の提供を受けた日から起算して60日以内の期間内において定めるものとする。
5. 第2項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

### 第5条(センターによる立替払)

1. センターが発注者に対して会員業務委託料の請求を行った日から相当の期間が経過したにもかかわらず、発注者から支払いが行われなときは、センターは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、業務実施会員に対して会員業務委託料に相当する額を支払うことができるものとする。
2. センターは、前項の規定による業務実施会員に対する支払を行ったときは、発注者に対して求償権を行使するものとする。

### 第6条(会員業務の実施)

1. 業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって業務を実施するものとする。また、発注者の信用を害し、又は発注者が顧客からの苦情等を受けることがないように特に注意しなければならない。
2. センターは、業務実施会員が会員業務に着手する前に、業務実施会員に対して、会員業務を安全に行うために必要な教育を行うものとし、業務実施会員はこれを必ず受けなければならないものとする。
3. 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員がその生命、身体等の安全を確保しつつ就業することができるよう、必要な配慮を行うものとする。
4. 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員に対して指揮命令を行うことができない。

### 第7条(費用の負担等)

1. 会員業務の実施のために必要な機械、器具、原材料等は、業務実施会員が用意するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、業務実施会員は、対価を支払って、会員業務の実施のために発注者から機械、器具等の貸与を受け、又は原材料等の提供を受けることができるものとする。
3. 業務実施会員は、前項の規定により発注者から機械、器具等の貸与を受けたときは、当該機械、器具等を善良な管理者の注意をもって管理し、及び使用するものとする。
4. 発注者は、第2項の規定により業務実施会員に対して機械、器具等の貸与等を行ったときは、その対価について、会員業務委託料を支払う際に相殺することができる。
5. 第1項の規定は、会員が会員業務の実施のために必要な機械、器具等をセンターから無償で貸与を受け、又は対価を支払って、原材料等の提供を受けることを妨げない。
6. 第3項の規定は、前項の規定により会員がセンターから機械、器具等の貸与を受けた場合について準用する。
7. センターは、第5項の規定により会員に対して原材料等の提供を行ったときは、その対価について、発注者から受領した会員業務委託料を会員に引き渡す際に控除することができるものとする。

### 第8条(会員の履行不能)

1. 業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨をセンターに申し出なければならないものとする。
2. センターは、前項の規定により業務実施会員から申し出があった場合その他業務実施会員が会員業務を完遂させることができ(次ページへつづく)

- ない」と認めるときは、速やかに、当該業務実施会員による会員業務の実施を終了させ、発注者にその旨を通知するものとする。
3. 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約(同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約)は、当該通知が行われたときに終了したものとして取り扱う。
4. センターは、第2項の規定により業務実施会員による会員業務の実施を終了させた場合は、遅滞なく、当該業務実施会員以外の会員(以下「代替会員」という。)又は会員以外の者であって、センターが適当と認めて業務を行わせる者(以下総称して「代替会員等」という。)を選定して会員業務を完遂させるものとする。
5. 前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合は、発注者が当該代替会員に対して、本規約に定めるところにより、新たに業務の委託を行うものとして取り扱う。
6. 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、発注者とセンターが別途合意により定める額を当該業務実施会員に対して支払うものとする。
7. 前項の規定に基づき発注者とセンターが別途合意により定める額は、当該業務実施会員が既に行った業務の割合に応じて決定されるものとする。
8. 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、当該業務実施会員が会員業務の実施のために既に支出した費用を負担するものとする。
9. 第4条及び第5条の規定は、第6項及び第8項の規定による発注者の支払について準用する。

#### 第9条(契約不適合責任)

1. 業務実施会員が発注者に引き渡した成果物又は提供した役務の内容が第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容又は本規約に定める内容に適合しないものであるときは、発注者は、センターを通じて業務実施会員に対して追完を請求することができるものとする。ただし、当該不適合が業務実施会員の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
2. センターは、前項の規定により発注者から追完の請求があった場合において、相当と認めるときは、当該業務実施会員をして、又は代替会員等を選定して会員業務を完遂させるものとする。
3. 前条第5項の規定は、前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合について準用する。
4. 第2項の規定により代替会員等が会員業務を完遂することとなる場合は、発注者とセンターとの合意により、発注者が当該業務実施会員に対して支払うこととされていた会員業務委託料の額を減額することができるものとする。この場合において、センターは、速やかに、当該減額した額を当該業務実施会員に対して通知するものとする。

#### 第10条(利用契約の終了等による会員業務の終了)

1. 発注者とセンターとの間のシルバー人材センター利用契約が有効期間の満了により終了し、発注者とセンターとの合意により解約され、又は発注者若しくはセンターのいずれかから解除されたときは、センターは、速やかに、その旨を業務実施会員(当該利用契約の終了等の際現に会員業務を行っている者に限る。次項において同じ。)に通知し、会員業務を終了させるものとする。
2. 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約(同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約)は、業務実施会員が当該通知を受けたときに同時に終了したものとして取り扱う。
3. 第8条第6項から第9項までの規定は、第1項の規定により会員業務が終了した場合について準用する。

#### 第11条(著作権の帰属等)

1. 会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとする。
2. 前項の規定は、会員業務の実施により発生した著作権を発注者に譲渡することについて発注者とセンターが別途合意し、かつ、その旨会員の同意を得ることにより当該著作権を発注者に譲渡することを妨げない。

#### 第12条(再委託、権利・義務の移転の禁止)

1. 業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務を第三者に再委託してはならないものとする。
2. 前条第2項及び前項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり取得する権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならないものとする。
3. 第1項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり負う義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならないものとする。

#### 第13条(守秘義務・個人情報管理)

1. 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を第三者に漏えいしてはならない。
2. 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
3. 発注者は、業務実施会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
4. 前3項の規定は、会員業務終了後においても、なお効力を有するものとする。

#### 第14条(損害賠償)

1. 発注者及び業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。
2. 発注者は、前項の規定により、業務実施会員に対して損害賠償の請求を行う場合は、センターを通じて行うものとする。
3. 業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかに、その旨をセンターに通知するものとする。
4. センターは、第2項の規定により請求を受け、又は前項の規定により通知を受けた場合において、相当と認めるときは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行うものとする。
5. センターは、前項の規定により発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行った場合において、センターが加入する損害保険により填補される額、業務実施会員の過失の度等を斟酌して相当と認める額を業務実施会員に対して求償するものとする。

#### 附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

**配分金振込日**

就業月	振込日
3月分	4月24日(金)
4月分	5月25日(月)
5月分	6月25日(木)
6月分	7月24日(金)
7月分	8月25日(火)
8月分	9月25日(金)
9月分	10月23日(金)

\*配分金には、消費税が含まれています。

配分金の支払いは、口座振込みが原則です。未だ振込みの手続きをされていない方は、速やかに手続きをよろしく願います。

(振込先)

本部 西中国信用金庫  
 豊北・豊浦 山口銀行 山口県農協  
 豊田・菊川 山口県農協

**正会員会費の納入について**

令和八年度の正会員会費二、〇〇〇円(令和八年度定時総会で承認された場合の額)の振込用紙を圧着式のハガキにて四月上旬に発送予定です。振込み(振込手数料別途必要)をお願いします。

\*なお、豊北、豊浦、豊田、菊川事務所管内の登録会員は、各事務所にて納入をお願いします。

**転居、電話番号が変更になったら**

転居、電話番号の変更をした場合は、必ず事務局へ届けてください。

**ゆうちょ銀行ご利用の会員さんへ**

配分金の振込について振込手数料が必要となりました。つきましては、現在ゆうちょ銀行をご利用の会員さんについては、西中国信用金庫へ振込先の変更のご協力をお願いします。手続きについては、西中国信用金庫の通帳(本人名義に限る)を用意していただき、事務局総務課へご連絡ください。(二六七―五九〇〇)

新規に通帳を作る場合は、最寄りの西中国信用金庫の窓口で会員証と身分証明書を持参して「配分金の振込みのため通帳を作りたい」と説明して下さい。

**個人情報について**

当センターでは、会員の個人情報の使用をセンターの事業・運営・会議・行事・講習会・お知らせ・広報紙の配付など利用目的を限定しております。

それ以外では、本人の許可なく会員又は、外部に提供いたしません。

**お盆休みのお知らせ**

八月十三日(木)〜十七日(月)の間を勝手ながらお休みさせていただきます。十八日(火)より通常どおり業務を再開いたしますので、ご理解のほどよろしく願います。

\*八月十一日(火)の祝日は、通常どおり業務をいたします。

**賠償事故の免責額(会員負担額)について**


賠償保険が適用された場合の免責額(会員負担額)は、五万円となります。事故0を目指し安全就業の徹底をお願いします。

**健康診断を受けましょう**

シルバー人材センターの会員資格は「健康で働く意欲のある方」です。健康管理は、就業するための基本です。市の健康診査や後期高齢者医療広域連合が実施している健康診査を受診しましょう。

仕事が完了しましたら速やかに就業報告書を提出ください。遅くとも翌月の三日までに提出してください。

郵送の場合は、日数を要するの遅くとも月末までには、投函してください。



**文芸欄**

◆俳句◆ 林 岳甫

引き波に 船景残す 初日の出  
 ・初晴や 富士を浮き出す 湖面かな

◆川柳◆ 林 岳甫

銀稲よ 豊かに実れ 米価格  
 ・我家猫 おせちの残りに 舌鼓み

◆川柳◆ 藤田 善昭

どんど焼き 一年の禍福 けむとなる

**◆これからの技能研修・講習会の予定◆ (申し込みは、電話にて事務局へ)**

区分	実施日時	開催予定場所	対象者	定員	申込期限
剪定	令和8年5月18日(月) 午前9時～午後3時	大字綾羅木	初心者及び 経験者又は 一般市民	30人	令和8年 5月8日(金)
草刈	令和8年5月26日(火) 午前9時30分～午後3時 (雨天順延)	未定 申込者に 後日お知らせ いたします。		30人	令和8年 5月12日(火)

※両講習会とも変更がある場合は、申込者にご連絡いたします。

新入会員説明会は、毎月第二・三の水曜日（祝祭日を除く）午前九時に本部事務所二階研修室で行っています。（説明会は約二時間程度です）

なお、豊北・豊浦・豊田・菊川にお住まいの方で、入会希望の場合は、各事務所にて随時受付けていますのでお気軽にご連絡ください。

今後の新入会員説明会の日程	
4月15日(水)	7月15日(水)
5月13日(水)	8月12日(水)
5月20日(水)	8月19日(水)
6月10日(水)	9月 9日(水)
6月17日(水)	9月16日(水)
7月 8日(水)	10月14日(水)

○会員になれる条件

- ・市内在住の六十歳以上で健康で働く意欲のある方。
  - ・新入会員説明会を受講しセンターの趣旨に賛同していただける方。
  - ・会費二〇〇〇円(令和八年度定時総会で承認された場合の額)を納入していただける方。
- ※入会した年度の会費は無料(令和八年度定時総会で承認された場合)です。是非、この機会に入会をお待ちしております。

シルバー人材センター会員のための情報サイト「Smile to Smile」をご利用ください。

郵送による「配分金明細書」の発行を終了しました。

配分金明細については、「Smile to Smile」から確認できます。  
未だ「Smile to Smile」に登録していない会員は、この機会に登録をお願いします。



スマホの配分金明細画面



PCの配分金明細画面



配分金明細書PDFデータ

「Smile to Smile」登録方法

ご利用するためには、通知いたしました「ログインID」と「仮パスワード」を入力して次の手順で手続きをお願いします。

☆手順

Smile to Smile の WEB サイトに ログインする (通知書のIDと仮パスワード)

インターネットでSmile to Smileと検索 又は <https://www.s22s.jp/auth/login.php> へ アクセス 又は QRコード →



新しいパスワードを決めメールアドレスを登録して手続きを行う

Smile to Smileサービスが利用できます

利用料は、無料です。

☆サービス内容

お知らせ

- センターから会員へのお知らせをサイトに掲載します。

就業情報

- 就業情報の公開をその都度いたします。

配分金明細の確認

- 配分金の内容を、掲載PDFでダウンロード・印刷が可能です。

センターからの就業依頼

- これまで会員に手渡しや送付していた就業依頼書や受注票が会員のスマホ等で地図付きで確認できます。
- 会員が依頼内容を確認したことをセンターに通知することも可能です。

